

# 地域未来投資促進法の概要

～地域特性を活かして地域経済を牽引～

2021年7月

【お問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局

地域経済部 地域未来投資促進室（田中・大友）

E-mail : [hokkaido-mirai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-mirai@meti.go.jp)

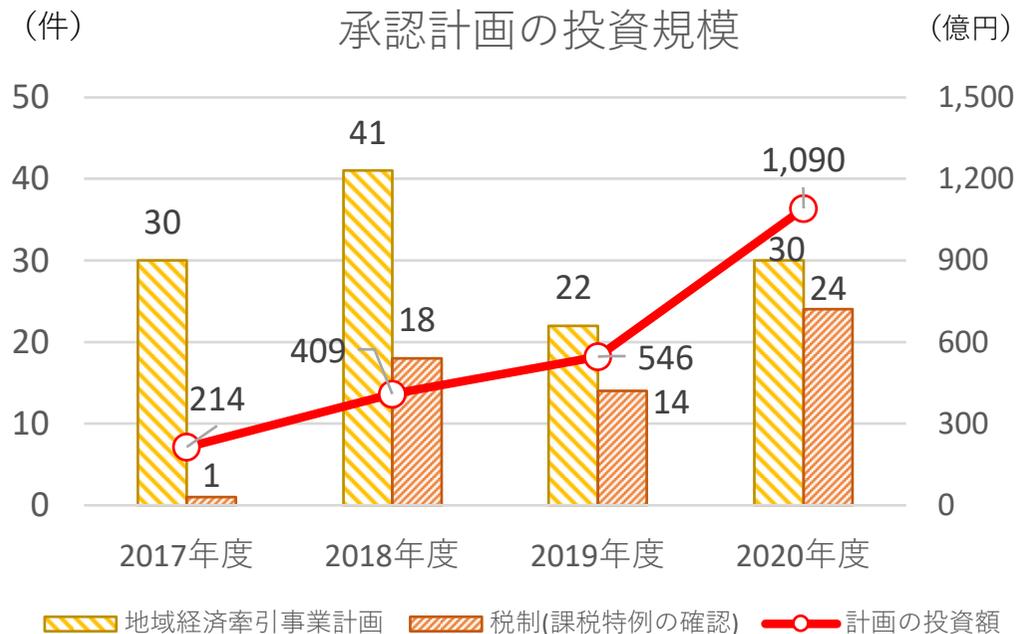
電話 : 011-709-2311（内線2552、2553）

# 1. 地域未来投資促進法

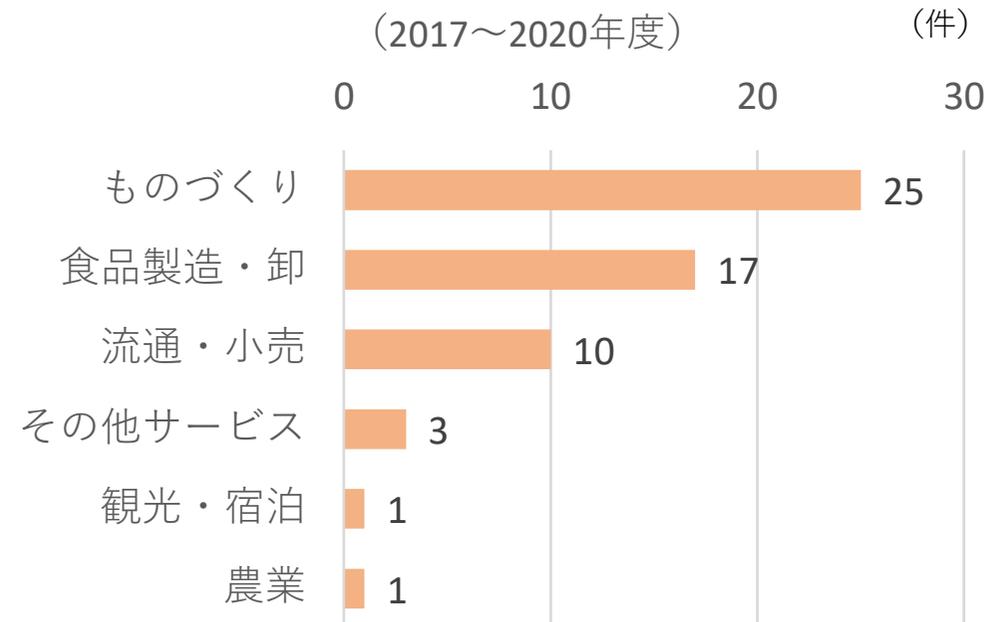
- 地域未来投資促進法は、地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を集中的に支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図るもの。
- 法施行（2017年7月31日）以降、道内では、140事業者・123件・投資規模約2,300億円の「地域経済牽引事業計画」を承認（うち、道外24事業者・20件）。※複数事業者の計画を含む。
- 主たる支援メニューとして、税制（法人税、不動産取得税、固定資産税の減免）により、57件の工場・設備等の投資を支援（様々な企業規模、業種で活用）。

※件数等は、2020年度末現在

地域未来投資促進法の執行件数と承認計画の投資規模

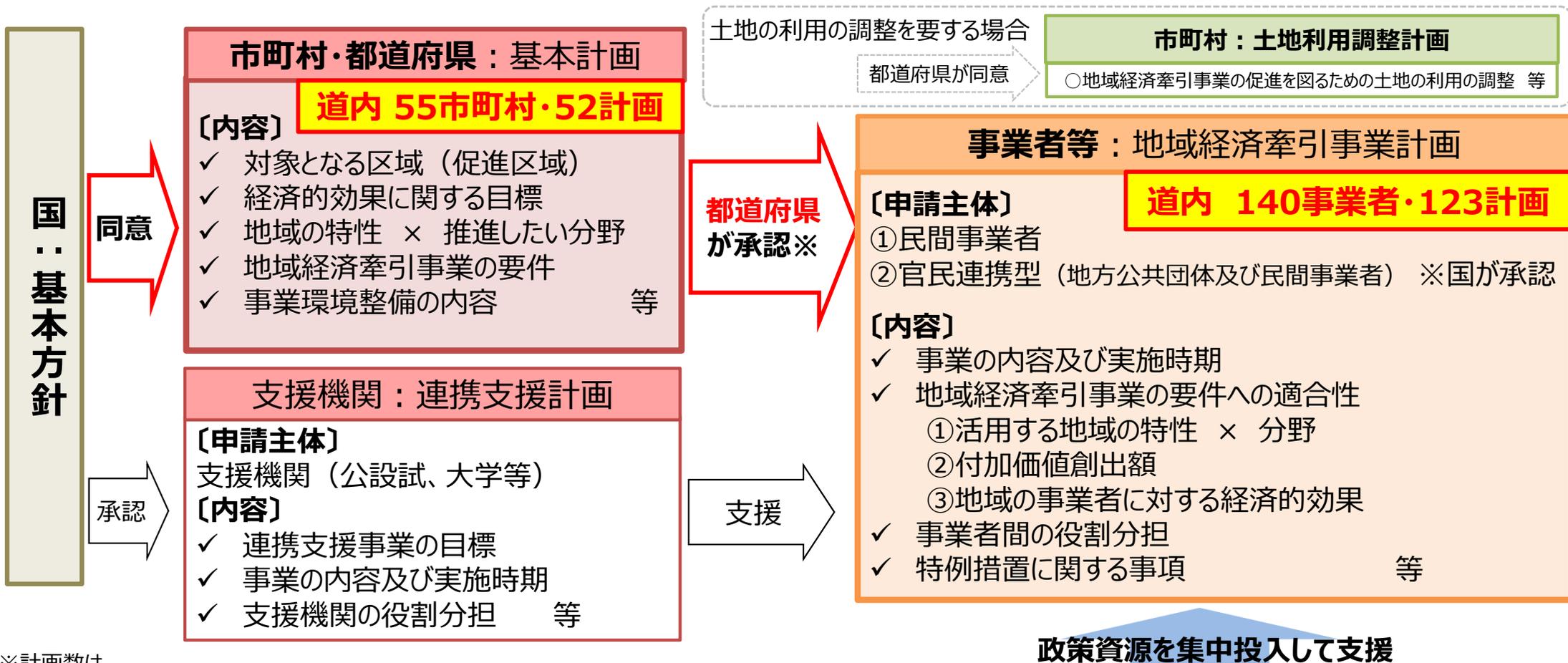


分野別の税制支援状況



## 2. 地域未来投資促進法の概要

- 本法の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を**策定**し、国が同意。
- 基本計画に基づき**事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」**を、**都道府県知事が承認**。
- 地域経済牽引事業計画の**承認事業者**に対して、**税制等により支援**。
- 地域経済牽引事業の支援を行う「地域経済牽引支援機関」による連携支援計画を国が承認。



※計画数は、  
2021年6月末時点

- ①**税制による支援措置**、②規制の特例措置、③金融による支援措置、④予算による支援措置

# 3. 地域経済牽引事業計画の承認事業者等の支援措置

## ① 税制による支援措置

- **地域未来投資促進税制**【2022年度末まで】 ※P6～7参照  
・建物・附属設備、構築物、機械装置、器具備品（新品に限る）の取得金額の一定割合について、法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができる。  
【要件】課税特例の確認
- **不動産取得税の免除、固定資産税の減免**  
・合計取得金額が1億円超（農林漁業関連業種は5千万円超）の建物・土地（中古品を含む）について、税額を減免される。  
【要件】課税特例の確認
- **【自治体向け】 地方税の減免に対する減収補てん**【2022年度末まで】  
・土地・家屋・構築物の合計取得金額が1億円以上（農林漁業・関連業種は5千万円以上）の資産について、地方税を減免した場合に、財政力指数0.67未満の自治体に対して、減収額の3/4を補てん。  
【要件】承認地域経済牽引事業者が「課税特例の確認」を受けること

## ② 規制の特例措置

- **【自治体向け】 工場立地法の環境施設面積率・緑地面積率の緩和** ※P5参照  
【要件】基本計画に重点促進区域を設定
- **【自治体向け】 農地転用許可等、市街化調整区域の開発許可の手続きに係る配慮** ※P5参照  
【要件】基本計画に重点促進区域を設定
- **地域団体商標の登録に関する特例措置**  
・一般社団法人も地域団体商標に登録できる。  
【要件】先進性の確認
- **事業承継に関する特例措置**  
・地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、①事業協同組合等を設立する際の発起人の数の要件が緩和される。②事業譲渡の際の債権者への通知に関し、通常必要となる債権者からの個別同意を簡略化できる。

## ③ 金融による支援措置

- **日本政策金融公庫からの固定金利での融資**  
・設備資金（20年以内）、長期運転資金（7年以内）について、中小企業者（みなし中小企業者を含む）は固定金利での貸付けを受けることができる。  
【要件】日本政策金融公庫の審査
- **日本政策金融公庫による海外展開支援**  
・海外事業展開について、海外子会社への直接貸付けや信用状の発行を受けることができる。  
【要件】日本政策金融公庫の審査
- **信用保証協会による債務保証**  
・金融機関からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができる。  
【要件】信用保証協会の審査
- **中小企業投資育成株式会社からの出資**  
・資本金3億円を超える株式会社であっても、出資を受けることができる。  
【要件】中小企業投資育成株式会社の審査
- **食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん**  
・同機構による保証やあっせんを受けることができる。  
【要件】食品等流通合理化促進機構の審査

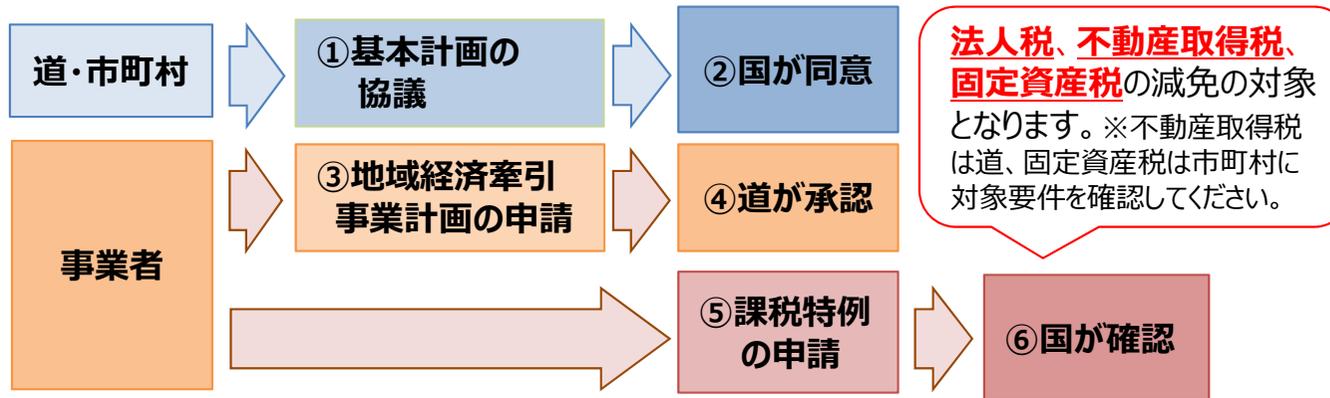
## ④ 予算による支援措置

- **各種予算事業等による加点措置・優遇措置等**  
・IT導入補助金、J-LOD補助金（デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信を行う事業）（2021年6月時点）  
※措置の内容・要件は、予算事業等の公募要領等をご確認ください。

# 4. 事業者向け支援措置（税制支援）

- 地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術等)を活かした先進的な事業に係る投資に対して、課税の特例の対象となる。

## 課税の特例申請スキーム 【適用期間：2022度末まで】



## 課税の特例措置の適用要件

### ①先進性を有すること

【通常類型】労働生産性の伸び率 4 %以上 **又は** 投資収益率 5 %以上

### 【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

②総投資額が2,000万円以上であること

③前事業年度の減価償却費の10%以上の投資額であること

④対象事業の売上高伸び率 $\geq$ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 + 5%  
かつ対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ること

<上乗せ要件> (2019年4月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合に限る)

⑤直近事業年度の付加価値額増加率が 8 %以上

⑥労働生産性の伸び率が 4 %以上 **かつ** 投資収益率が 5 %以上

## 【法人税】課税の特例の対象となる設備・内容

承認された地域経済牽引事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる。

(特別償却または税額控除どちらか選択)

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は**80億円／事業を限度**とする。

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の**20%までが上限**となる。

### 【「課税特例の確認」を複数回申請する際の注意】

他の地域経済牽引事業計画 (A)に基づいて、「先進性」の確認 (a) を受けている場合には、(A)の計画期間中は、(A)と同じ都道府県内の地域経済牽引事業計画 (B)に基づく、「先進性」の確認 (b) を受けることはできないので、ご注意ください。

# 5. 課税特例の確認を受けた事業の例

## <道外事業者の立地の例>

### デュポン日本製紙パピリア合同会社（本社：東京都）

- ・苫小牧市に、高機能材料「ノーマックス®紙」の生産設備を設置。
- ・電気自動車等の電動部品や、航空機の内外装の構造材として使用される見込み。



ノーマックス®

【稼働時期】 2021年5月

### 八海醸造(株)（本社：新潟県）

- ・ニセコ町に、(株)ニセコ蒸留所を設立し、ウイスキーやジンの製造を行う。
- ・地元木材による蒸溜所建設。
- ・地元農産物や日本酒製造の副産物を原料使用することを計画。
- ・観光拠点としての販売所を併設。



蒸溜所・貯蔵庫（イメージ図）

【稼働時期】 2021年3月

## <工場新設の例>

### (株)ダイナックス（本社：千歳市）

- ・湿式クラッチディスク生産拠点がある苫小牧工場（苫小牧市）に、新工場を建設。
- ・高性能クラッチディスクを増産する。



ダイナックス 新工場



クラッチディスク

【稼働時期】 2021年度  
【総投資額】 約63億円

## <規制の特例措置を活用した例>

### サンマルコ食品(株)（本社：札幌市）

- ・コロッケの製造を行う恵庭工場に、増産する新棟を建設。
- ・恵庭市が地域未来投資促進法に基づいて緑地面積率を緩和した敷地を利用。



恵庭工場

【稼働時期】 2020年3月  
【総投資額】 約40億円

## 6. 道内の基本計画の作成状況

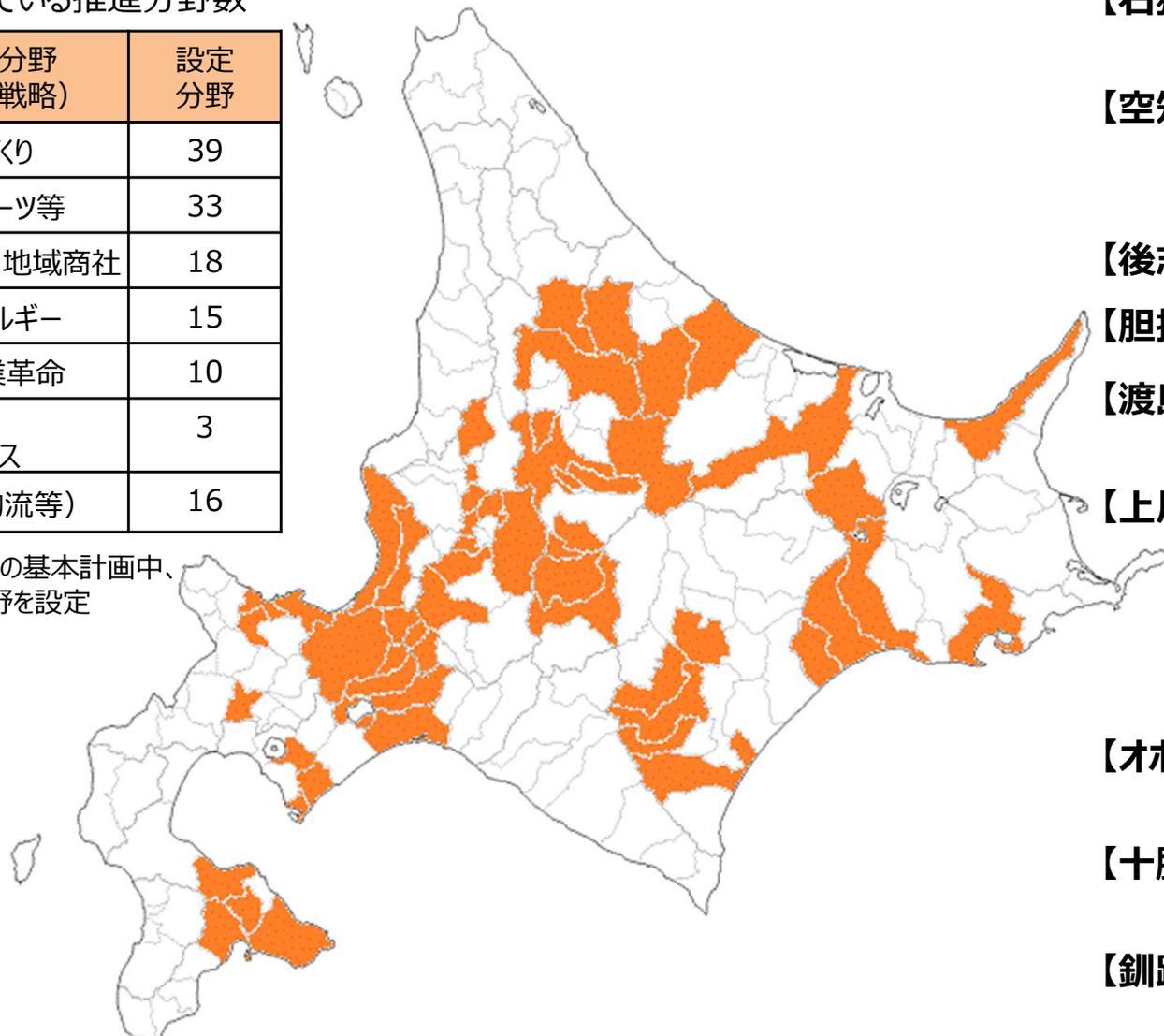
- 道内179市町村のうち、55市町村（52計画）が基本計画を作成。
- 市町村（計画）ごとに地域の特性を活かして、様々な分野を設定。

（市町村数・計画数は、2021年6月末時点）

道内55市町村の基本計画で  
設定されている推進分野数

推進分野 (活用戦略)	設定 分野
成長ものづくり	39
観光・スポーツ等	33
農林水産・地域商社	18
環境・エネルギー	15
第4次産業革命	10
ヘルスケア・ 教育サービス	3
その他（物流等）	16

※各自治体の基本計画で、  
複数の分野を設定



【石狩管内】札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、  
北広島市、石狩市、当別町

【空知管内】美唄市・奈井江町（共同）、岩見沢市、  
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、  
南幌町、長沼町、妹背牛町、沼田町

【後志管内】小樽市、ニセコ町、仁木町、余市町

【胆振管内】室蘭市、苫小牧市、登別市、壮瞥町

【渡島管内】函館市・北斗市・七飯町（共同）、  
森町

【上川管内】旭川市・東神楽町・東川町（共同）、  
旭川市、士別市、名寄市、富良野市、  
鷹栖町、東神楽町、上川町、東川町、  
上富良野町、中富良野町、  
南富良野町、下川町

【オホーツク管内】北見市、紋別市、津別町、斜里町、  
滝上町

【十勝管内】帯広市、音更町、芽室町、中札内村、  
大樹町

【釧路管内】釧路市・白糠、厚岸町（共同）

# 7. 自治体向け支援措置

## 税制支援（地方税の減収補てん制度）

都道府県・市町村が、不動産取得税・固定資産税の減免を行った場合に、国から補てんを受けることができる

- ・対象自治体：財政力指数が0.52未満の都道府県、0.67未満の市町村
- ・対象事業：承認地域経済牽引事業者が、「課税特例の承認」を受けたもの（4. 参照）
- ・対象資産：土地・家屋・構築物
- ・取得価額下限：1億円以上（農林漁業・関連業種は5,000万円以上）
- ・税目：不動産取得税、固定資産税（3年間）
- ・補てん率：減収額の3/4

## 規制の特例措置

基本計画に「重点促進区域」を設定することにより、規制の特例措置を受けることができる

【手続きの流れ】

基本計画に「重点促進区域」を設定（国の同意）

市町村は、環境施設面積率・緑地面積率を緩和する「条例」を制定

市町村は、「土地利用調整計画」を作成（知事による同意）

## 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 工場立地法のルール（敷地面積に係る基準）
  - ・環境施設面積率25%以上、緑地面積率20%以上
- 市町村は、重点促進区域（工場立地特例対象区域）について、以下の表の範囲で**環境施設**※1**面積率等を緩和**できる。

	甲種区域※2	乙種区域※3	丙種区域※4
環境施設面積率	15%～25%	10%～25%	1%～15%
うち緑地面積率	10%～20%	5%～20%	1%～10%

- ※1 修景施設、屋外運動場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等
- ※2 住居・工業併用で供されている区域（準工業地域）
- ※3 主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）
- ※4 乙種区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物が無い区域

## 土地利用調整計画に基づく農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等の措置

- 市町村は、土地利用調整が整った地域経済牽引事業の施設について、以下の配慮を受けることができる。
  - ※市町村の担当部局等と十分調整を行うこと。

### ① 農地転用許可等

- ・土地利用調整区域に位置付けられた施設の用地について、  
農用地区域※1：転用禁止→**農用地区域から除外できる**  
第一種農地※2：転用不許可→**転用を許可できる**

- ※1 指定用途以外の転用はできない。転用には農用地区域からの除外が必要。
- ※2 一定の場合に限って、転用できる。

### ② 市街化調整区域の開発許可

- ・食品関連物流施設・植物工場等を建設する際の手続きに関する配慮を受けることができる

【対象施設】流通の結節点、原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍